

厚岸町議会第1回定例会議事日程

(16.3.15)

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		一般質問
第3	議案第25号	教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて
第4	議案第26号	固定資産評価審査委員会の委員の選任に対する同意を求めることについて
第5	議案第27号	町道路線の認定について
第6	議案第28号	町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
第7	議案第29号	町長、助役及び収入役並びに教育長の期末手当の支給の特例に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
第8	議案第30号	厚岸町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第9	議案第31号	厚岸町地区コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定について
第10	議案第32号	厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について
第11	議案第33号	厚岸町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
第12	議案第34号	厚岸町豊かな環境を守り育てる基本条例及び厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第13	議案第35号	厚岸町立学校設置条例の制定について

議 長	<p>ただいまより平成16年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。</p> <p style="text-align: right;">開会時刻 10時00分</p>
議 長	<p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番南谷議員、5番中川議員を指名いたします。</p>
議 長	<p>日程第2、12日に引き続き一般質問を行います。</p> <p>12番、谷口議員の一般質問を行います。</p> <p>12番、谷口議員。</p>
12 番	<p>本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました3点について、教育長にお伺いをするものであります。</p> <p>まず、第1点目は鳥インフルエンザについてであります。最近京都府の丹波町における発生と鶏卵が流通にまで上がり、全国的にそれが広がり、多くの国民がその対策について不安を募らせたものであります。</p> <p>その後、野鳥のカラスの感染が相次いで確認されるなど、依然としてその発生源について特定ができないでいるようであります。</p> <p>このようなことを招いた原因は、生産農家の問題や行政の体制、対応など、さまざまな指摘があるところでありますが、この問題は遠いところの問題ではなく、町内で発生がなくても、近隣で発生しないという保証はないわけであります。そのためには、食の安全に対する対策の強化が必要であります。町の体制がどのようになっているかお伺いをするものであります。</p> <p>現在までの町の対策と、担当課について説明をお願いいたします。</p> <p>また、保健所等の体制はどのようになっているかもお伺いをいたします。</p> <p>第2点目は、矢白別演習場における米海兵隊の実弾砲撃訓練についてお伺いをいたします。</p> <p>防衛施設庁は、先ごろ、2004年度の在沖縄米海兵隊による沖縄県道104号線越え</p>

実弾砲撃訓練の本部演習場での分散・実施に係る訓練計画を発表いたしました。2004年度の訓練は、矢臼別演習場を皮切りに、東富士、王城寺原、日出生台演習場の順に行われることになっていますが、現在までの情報と、また今イラクなどの情勢を見ると大変危険な状態が続いており、日本が戦争に巻き込まれる危険性が懸念されるものであり、町長はこの砲撃訓練について、中止を要請すべきではないかと考えますが、町長の見解をお伺いをいたします。

3点目は、町立小・中学校の暴風雨・暴風雪に対する今後の対応についてお伺いをいたします。

本定例会の冒頭に行政報告が行われましたが、さきの太田中学校の教職員のあの痛ましい事故は、学校関係者はもとより、町民に大きな衝撃を与えるものでありました。柳瀬教頭や新原教諭、お2人の死亡と5名の教諭がそれぞれ重軽傷を負われるということになり、故人となられたお2人の先生のご冥福と、けがをされた先生の一日も早い回復を願うものであります。

そこで、今回の事故の内容とその後の経過について、また当日の気象状況、時間ごとに把握されていたのか、学校、教育委員会、町長部局について、説明をお願いいたします。

さらに、今回のような暴風雪、また暴風雨の際の学校の臨時休校や登下校の繰り下げ、繰り上げは、どのように決められていくのか、説明をお願いいたします。

最後に今回の事故の教訓と今後の対応について、具体的に説明をお願いいたします。私の第1回目の質問といたします。

議 長
町 長

町長。

おはようございます。

12番、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

1点目は、鳥インフルエンザに関するお尋ねであります。この鳥インフルエンザが発生にかかわる町の体制については、現在までの対策の内容や発生の状況等については、さきの3番議員にお答えしておりますので、重複する部分の詳細については割愛し、ご答弁させていただきます。

現在までの町の対策は、情報の収集を主体に、養鶏農家などに対しては、予防についての情報提供や現地指導、広報紙・チラシ配布、ポスターの掲示などを行っています。また、発生に備えた体制構築も準備しているところであります。

次に、この担当課についてであります。養鶏等家畜の感染予防業務や現地指導及び発生したときの防疫対応など、家畜衛生の分野については農政課が担当し、人への感染予防や食の問題などについては保健福祉課が担当となります。また、もし発生した場合の状況によっては、他の担当課にも及ぶものと思っておりますが、この場合は町を中心に、関係機関を挙げて対策本部を設置しなければならないものと考えております。

次に、保健所の体制についてであります。今回の他府県での高病原性鳥インフルエンザの発生に対応して、既に北海道や各支庁の段階では、高病原性鳥インフルエンザ連絡協議会がそれぞれ設置されております。

当管内においては、釧路支庁や家畜伝染病防疫などの業務を所管する釧路家畜保健衛生所も加わり、釧路支庁高病原性鳥インフルエンザ連絡協議会を3月8日に設置しており、この発生拡大に備えておりますが、万が一発生した場合は、速やかに対策本部に移行できる体制にあります。

発生の場合における現地などでの防疫業務に主体的にかかわる釧路家畜保健衛生所の体制であります。獣医師など専門的な14名の職員が全員で対応することになり、また地域の家畜防疫員などの農業共済組合の獣医師や町の職員など、関係する機関が連携して防疫作業を進めることとなります。

さらに、防疫作業に必要な機材や薬剤についても、準備されている状況にありますし、今後管内での発生に備えた関係機関による机上の訓練も予定されています。

町においても、養鶏農家との連絡や家畜保健衛生所と密接な連携を保ち、飼養者からの情報提供をいただき、即応できるよう取り組んでまいります。

また、人への感染予防の対応としては、釧路保健所と情報交換を行っていますが、さきに述べました釧路支庁高病原性鳥インフルエンザ連絡協議会に、保健所も組み込まれており、今後、その役割が明確になる予定で、町の保健福祉課としても、一体的にかかわっていかねばならないと考えております。

本ウイルスは、鳥などに対する感染力は極めて強いと言われておりますが、国立感染症研究所の資料を見ても、鳥から人への感染は、病鳥と近距離で接触したときなど、海外でまれに感染の実例があるのみであります。また、人から人への感染についても、オランダで疑われるとの報告があるのみであります。

さらには、鳥肉や卵を食べることによって人が感染した例はないと報告されてい

ますし、WHOによるとウイルスは適正な加熱、70度Cで死滅するとされていますので、消費者に対して、この安全性が正しく理解されるよう、情報提供に努めてまいります。

感染拡大を防止するには、初動の迅速な対応が重要であり、今後においても情報の収集に努めるとともに、事前の体制構築に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、2点目の矢白別演習場における米海兵隊の実弾砲撃訓練についての質問にお答えいたします。

米海兵隊による沖縄県道 104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施にかかわる平成16年度の訓練計画につきましては、本年1月15日に防衛施設庁から公表されており、矢白別演習場においても、7月下旬から8月中旬までの訓練予定が示されています。なお、具体的な日程については、今後、日米間において調整を行い、決定されることになっており、まだ示されておられません。

訓練中止を要請する気はないかとのことでありますが、矢白別演習場での米海兵隊訓練の受け入れに至った経過につきましては、既に谷口議員も十分おわかりいただいているものと存じますが、平成7年5月に、国における当該訓練の本土への移転検討が報道されてから、町議会での北海道移転に反対する要望意見書の提出に始まり、反対の要請行動を進めてきましたが、国の責任で実施するとの強硬姿勢が示されるに至って、平成9年5月23日の議会においては、条件つき受け入れ容認についての可決がされているところであります。

米海兵隊の矢白別演習場での実弾射撃訓練は、平成9年9月から実施され、平成13年度を除き、毎年行われてきており、この訓練のたびに矢白別演習場周辺4町と北海道で組織する矢白別演習場関係機関連絡会議において、訓練実施に関する条件要望活動を行ってきておりますが、これまでの間、この訓練実施に伴う大きな事件、事故がない状況で推移してきております。

米海兵隊の駐留や訓練実施に係ることは、国際情勢をしっかりと見据えた上での国策として決定すべきものでありますし、地元自治体としての訓練受け入れの経過やこれまでの訓練実施状況からすると、今日の段階において、訓練の中止を要請する状況にならないと断じて判断しております。

なお、米海兵隊の矢白別演習場での訓練に際しましては、これまでに毎年関係町

や北海道とともに、国へ要請してきた事項である矢臼別演習場での訓練の固定化がされないことや、在日米軍基地全体の整理縮小に向けた国の努力、さらに夜間射撃訓練の自粛や参加隊員の規律の維持など、これらの申し入れは今後も矢臼別演習場関係機関連絡会議の組織を活用しながら続けてまいりたいと存じます。

3点目の町立小・中学校の暴風雨・暴風雪に対する今後の対応については、教育長から答弁をいたします。

議 長
教 育 長

教育長。

おはようございます。

私からは、太田中学校教職員の交通事故についてお答えいたします。

まず、最初の事故内容とその後の経過につきましては、さきの教育行政報告の内容と重複しますことから、これにかえさせていただくことをお許しいただきたいと存じます。

また、以後の答弁内容の中にも幾つかの重複を生じていますことについて、ご了承いただきたいと存じます。

次に、時間ごとに当日の気象状況を把握していたのかとのご質問ですが、気象台発表の気象情報につきましては、町総務課に緊急防災ネットワークシステムにより、釧路支庁を通じ、随時注意報、警報等の気象情報が入ってまいります。教育委員会においても、その情報を利用させていただいております。学校においては、気象台の情報及びその地域の住民の方々と連絡をとる中で、情報収集に努めております。

なお、当日ですが、気象台の気象情報は、変化のある時点及び一定の間隔での情報であるとともに、広域な釧路南東部での情報としてはとらえております。しかし、市街地と山間部との違いも大きいことから、各学校での状況判断に頼らざるを得ないのが実態であります。各学校においても、これら気象情報をもとに天気の変化を地域住民の情報を加えた中で検討しておりました。

したがいまして、その天気状況把握の中で、朝の判断では通常登校であった町内各学校のうち、高知小・中学校は始業時間2時間の繰り下げ登校、その後休校、厚静小学校、太田小学校、太田中学校及び厚岸小学校の一部の通学区域が、午後から終業時間を繰り上げて下校するなど、各地域のそれぞれの状況により変化した実態であります。

次に、学校の臨時休校、登下校の繰り下げ、繰り上げはどのように決められてい

るのかとのご質問ですが、前日または早朝からの天候の悪化の場合は、午前5時30分ごろに、各学校ごとに地域の状況を判断し、その情報を校長会で取りまとめ、教育委員会へ報告することとなっております。

報告を受けた教育委員会では、防災無線の連絡、NHKへの放送依頼などを行い、全町的に周知活動を行っているところです。

次に、今回の事故の教訓と今後の対応について、具体的にとのご質問ですが、これも教育行政報告で申し上げましたが、今回の事故を教訓として、各学校は刻々と変化していく気象状況を教育委員会並びに各地域と連携をとり、より詳細な情報を収集し、的確な判断に努め、児童・生徒の安全確保を図るとともに、教職員については、特別休暇などを校長会と協議する中で、積極的に活用しながら、万全な体制をしてみたいと存じます。

また、事故後の太田中学校の学校体制については、教育局と教職員の配置について協議するとともに、校長会議での協力体制の中で、欠員補充としての時間講師の派遣、町内の学校からの応援など、支援体制をとっているところです。

また、今回の事故により心に痛手を負った生徒のため、スクールカウンセラーを3月1日から5日まで配置し、カウンセリングを行い、心のケアなどに努め、教職員においても、釧路保健所の臨床心理士が面談するなど、対応をとったところでございます。

以上でございます。

議 長
1 2 番

12番、谷口議員。

今、町長からお答えをいただいたんですが、鳥インフルエンザについては、先に南谷議員も質問しておりましたから、その内容については理解しているんですが、やはり今一番心配されるのは、鳥肉を食べたり、卵を食べたり、そういうことをしても一般的には大丈夫なんだと、加熱がきちんとされていれば、そういうふうに言われていながらも、やはり結果的にそれが今回京都では流通をしてしまうことによって、大変衝撃を受けているということだと思えます。これをやはり町内でも未然に防いでいくとか、あるいはそれに対する万全の体制をとっていくということが非常に大事ではないかというふうに考えます。

それで、今回、この問題が発生した以降の対応について、さまざまな行政に対する不信あるいは言ってみれば口から口への口コミ、これによる問題が広がっていく

ということで、正しい情報、これを得ていくということが、非常に大事なことではないかというふうに思います。

そういう点で、厚岸町内においても、そういう体制をきちんととっていただきたいし、それから、万が一の場合の体制なんです、先ほど町長の説明では、防疫業務の体制がつかれる体制になってきているというふうに言われておりますけれども、機材や薬剤についても準備されているというふうに説明をされておりますけれども、これらについては、十分、例えばこの管内で万が一発生しても、それに対応できるような体制があるのかどうなのか、それから、例えば人への感染が全くないとは言えないということを考えると、それに対応するワクチン等が十分確保されているのかどうなのか、その辺についてはどうなっているか、もう一度説明をしていただきたいというふうに考えます。

次に、県道 104号線越えの砲撃訓練の分散・実施、これは昨日の道新でしたか、新聞の下の方に雑誌の広告欄が載っていましたが、そこに海兵隊が北海道に常駐するのではないのかというようなことが、広告記事の中にあっただけです。それで、それは雑誌がそういう記事を書くことは別に不思議なことでもないし、今後そういうことも考えられているのかというふうに思うんですけれども、海兵隊のこの訓練が恒常化してきてしまっていて、町長の1回目の答弁にもありますけれども、要請してきた内容に、やはり忠実にこたえるような状況になっているのかどうなのかということが、やはり非常に大事ではないのかというふうに思うんです。

それで、町長は、矢臼別演習場での演習が固定化されないと、それから、在日米軍基地全体の整理縮小に向けた努力がされているのかどうなのか、そういうものをやはりきちんと検証していく必要があるのではないのかというふうに思うんです。それが、こういうことなんだということを毎回同じことを繰り返して言っているんですけれども、そういう方は一向に、沖縄で大変痛ましい事故があつて、それが結果的にはこの分散・実施につながってきているわけですが、そういう問題をやはり一つ一つ解決をしていくということが求められているのではないのかというふうに思うんですけれども、その点については、一向に進んでいないということだと思えます。それらについては、やはり町民の代表である町長が、それらを検証しながら、国に強く求めていくということが非常に大事ではないかと。たまたま、今まで回数を重ねてきていますけれども、大きな事件、事故が発生していないという

ことでは、今、町長がおっしゃったような内容だと思うんですけども、これが万が一のことを考えると、非常に地域の産業に与える影響も大きいものがあるというふうに考えますけれども、再度その点についてお答えをお願いしたいというふうに考えます。

暴風雨、暴風雪の際の学校の対応についてなんですけれども、今回の事故は、非常に判断が難しかったというか、そういう点があると思うんです。それは、だれもが認めるものではないかというふうに思うんですけども、気象状況に精通した人がいれば、ある程度今後の気象予測というか、そういうものが判断できたのではないかとこのように思うんです。

それで、今、教育長の方から、随時注意報、警報等の気象情報が入っていますというふうに説明されておりますね。それも、管内全域をカバーしているような情報だからというような内容なんですけれども、今回の低気圧、これに関して情報は相当小刻みに出されているんです、気象庁から。気象台が、今回の防災気象情報を出したのは、2月22日の6時15分、これが第一報なんです。そして、その後は3時間だとか、4時間だとか、そういう間隔で気象情報が出されていて、23日の朝の5時20分に暴風雪警報に切りかえているんです。そして、5時半に情報の第6号を出しているということなんです。その時点では、大概の地域が雨だった。そこが結果的に、今回の気象情報を見誤る大きな原因になったのではないかとこのように言われているんです。

ところが、当日の天気図は、非常にこれ小さくて見づらいんですけども、23日の朝の3時ぐらいになると、物すごい等圧線が込んだ状況になっているんです。そして、9時には台風を超えるような状況になっている。それが、さらに午後からになると、根室を越えているんですけども、さらに発達をしているという状態になっていくわけです。それで、午前中は温暖前線で、南からどんどん太平洋上に高気圧があったということもあって、湿った空気が流れ込んで、朝は雨、それが位置がずれていくに従って北風が入り込んできたということだと思うんです。そういうことをきちんと認識しながら、こういう状況にあるということを押さえながら判断をされていたのかどうなのかということが、非常に大事になってくる。

それで、議員協議会やったときも、ある議員から、こういう状況にあるんだということと、現地学校と、相当認識のずれがあったというふうに語ってありましたけ

れども、その辺の状況がきちんと見られたのかどうなのか。

それからもう一つ、後でわかったことなんですけれども、降雪量は大したことはないんです。太田は16センチぐらい。ただ、太田の気象観測所のデータが正しいかどうかという、ちょっと疑問になってくるんです。それはなぜかという、当日の22日、23日の風速を太田の観測所でははかれなかったんです。何ではかれなかったかという、凍結して、観測装置が機能していなかった。今なるべく点ではなくて面も、ある程度状況がわかるようにということで、各地域に、1自治体に1観測所、今大体ありますよね、どこに行っても。ところが、当日とその前日の22、23日は、太田の観測所では風速をはかることができなかったわけです。計測不能だと。

それで、やはり各地域にある、今いろいろなレーダーだとか、そういうもので発達した気象観測装置がある中でも、やはりそういう細かい観測というのは、非常に大事なことだと思うんです。そういうものがきちんと機能しなかったということに対しては、やはりそれを所管している釧路の气象台、気象庁に改善を強く求めているかなければならないのではないかというふうに思うんです。

それと、各地域に観測所があるのと、釧路の气象台、根室の測候所ありますよね。ところが、最大瞬間風速に相当の差異があるんです。地域の観測所では、だから結果的には、地域にある観測所は、風速を相当数行ってしまうとはかれないというか、そういう機械しかついていないのではないか。釧路の气象台では、風速が20.7メートル、根室の測候所では21メートルの最大瞬間風速を記録しているんです。ところが、ほかのところは、10メートルの前後と。そうすると、そういうせつかくあちこちにある気象観測装置が、きちんと機能していないのではないかというふうに思うんです。それらについてどうなのかをきちんと確かめていただきたいというふうに思うんです。そして、それが地域の情勢判断にきちんとわかるようにしていただきたいと。

そして、今あれですよ、インターネットなどを見ると、観測所のデータも、時間ごとに得ることができるようなシステムになっているんですよ。ですから、そういうのも、やはり担当はどこになるかわかりませんが、町長部局になるのか、教育委員会になるのか、そういうデータをやはりきちんと扱う部署を決めて、それによって判断をしていかなければならないのではないかというふうに考えるんですけれども、それらについて、もう一度説明をしていただきたいというふうに考

えます。

それと、今、教育長の方から説明をいただきましたけれども、やはり子供の命あるいは教職員の命、そういうものが非常に、一人もやはりそういう事故に遭わせてはならないし、町民に悲しい思いをさせてはならないということで、その後の取り組みもここ何日か、道新の記事などを見ますと載っていますけれども、その運送業者の問題、あるいはそういう事故に対する対応を行政に求める記事が、きのうの新聞あるいはおとといだかの道新にそれぞれ載っていますよね。これらもやはり本当に切実な声だというふうに思うんです。ですから、それに対しても、やはりきちんとこたえていくということが大事ではないかというふうに思うんです。

それと、今回の事故は、やった方もやられた方も非常にやはり痛手を負っているのではないかというふうに思うんです。だから、被害者であろうが加害者であろうが、こういう事故は、やはり非常に心の痛む、そういう事故ではないかというふうに思うんですけれども、それらについては、今後どういう対応をとっていくのか、それについて、もう一度説明をお願いをしたいというふうに考えます。

それから、この臨時休校だとか、それから登下校の繰り下げ、繰り上げ、これの判断は、今、校長会を通してというお話でしたけれども、各学校ごとに判断ができる体制になっているのかどうなのかというのが、ちょっと疑問なんです。

それと、前にも協議会のときにも話が出ておりましたけれども、やはりあそこにいる先生方は、もともとはあそこにいたわけではないわけですよね、太田に。そうすると、太田の地域の気象状況というものは、どんなふうに変っていくのかと。それは10年も20年もいけば、ある程度わかるかもしれないけれども、先生方は一定のサイクルで転勤異動するわけですから、そういう地域の声、アンテナをどれだけたくさん張るかということが、非常に大事なことではないのかと。父兄、父母だけではなくて、本当に地域のそういうことに対してよくわかっている人、そういう人の声を聞く、そういう情報を得るシステムをやはりつくる必要があるのではないかというふうに思うんです。だから、海岸沿いであればどういうときに危険なのか、山であればどういうときに危険なのか、そういうことをやはり得るようなシステムをつくるということが大事だと思うんです。いろいろなマニュアルをつくりましても、マニュアルどおりにやったばかりに、結果的に失敗してしまったということになっては、やはり困ると思うんです。そういう点で、もう一度その辺について詳

しく説明をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

議 長

町長。

町 長

私からは、矢臼別演習場に関しての沖縄県道 104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施について、お答えをさせていただきたいと思います。

谷口議員からは、固定化されるのではなかろうか、常駐するのではないかというような広告が出ておったというお話であります。私といたしましては、これまでも矢臼別演習場関係機関連絡会議を通じまして、さらにはまた矢臼別演習場に参ります米海兵隊の最高責任者に対しましても、将来にわたって矢臼別演習場での実弾射撃訓練が固定化されないことや、夜間の実弾射撃訓練を行わないこと、規律の維持などについて、国に対しまして、強く申し入れをしてきたところであります。

今後とも、地元の意向が十分尊重されるよう、国に要望してまいりたいと、かように考えております。

鳥のインフルエンザ問題については、担当課長から答弁をさせます。

議 長

農政課長。

農政課長

鳥インフルエンザについてお答えをさせていただきます。

インフルエンザにつきましては、今年1月に発生以来、非常にいろいろなマスコミ報道がされておりました。中には非常に過剰と思えるような情報もあります。そういったことによりまして、BSEのときもそうでありましたけれども、非常に地域の経済等にも影響が出てくる。風評被害ということをおそれているところでございます。

そういったことから、行政としても、これらの初動的な体制を早期に構築して、このウイルスの蔓延を防止していこうということで、できる限りの事前の準備をしているところでございます。

また、町民に対する正しい報道につきましては、いろいろなたくさんの情報があふれ返っているわけでありまして、町民もどれを信じていいかわからないというような状況になろうかというふうに思っております。

そういったことで、町におきましては、現在、ある程度詳細な情報を、チラシを現在つくっているわけでありまして。その中身といたしましては、食品として卵、鳥肉等について、食べても大丈夫か、これは安全ですよという内容、それから人への

感染については、これまでは諸外国では32例ほどあったようでございますけれども、これは例えば東南アジアの場合は、特殊な飼い方をしている、人間と同居したり、また生きたまま店頭で売られているというようなこともありまして、それらが直接触れまして、人間への感染につながっているというようなことございまして、日本国内においては、そういった状況にはないというようなことも含めまして、このチラシの中で広報をしていきたいというふうに思っております。

また、一般の方の飼養されているものをどう扱えばいいのか、例えば死んだときにはどうするのかという、そういう部分についても、ある程度細かな情報を流そうということでございます。

それと、自家用で飼っている部分については、なかなか私ども把握ができないということで、それらについても、町民の方から情報をいただくというようなことで、現在わかりやすいチラシを作成しているという段階でございます。

それから、万が一の準備体制ということで、機械器具、それから薬剤等の対応についてというお尋ねでございますが、これにつきましては、この薬剤については、家畜保健所等である程度備蓄をしているわけでありまして、この薬剤というのは特殊な薬剤ではなく、一般的な石灰だとか、それから消石灰、クレゾール、そういったある程度弱い、一般的に市販されている、そういうものでも十分死滅をさせられるということでございまして、それらについては、ある程度のものは備蓄をされていると、すぐ手配ができる体制にあるわけでありまして。

それから、機械器具、こういったものについては、牛舎の消毒用のものは町にもございますし、また農協にも何台かあります。共済組合にもございます。これについては、ほぼ心配がないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、そういう防除体制、防疫体制について、現在、万全を期すように準備をしている段階でございます。

議 長
保健福祉
課 長

保健福祉課長。

鳥インフルエンザの人への感染の関係ですけれども、窓口としては、釧路の保健所が窓口になりますが、医療機関等に鳥インフルエンザの疑われる患者が見えたような場合には、医療機関は直ちに保健所の方にその対応について問い合わせるようになっております。

先ほど来の答弁にありますように、人への感染は、人が鳥インフルエンザの病鳥

に至近距離で接触した場合、またはそれらの内臓や排泄物に接触した、そういう場合が多いというように報告されておりますので、それらの状況があったかどうか、そういう病鳥のいる地域へ行ったかどうか、こういったことの確認、それから病院でインフルエンザの迅速診断、これでA型、B型などの診断を行いまして、B型であれば人インフルエンザということですので該当しないと、鳥インフルエンザではないということになります。A型という診断が出ますと、検体をとって、道立の衛生研究所の方でさらに詳しく調べるという体制をとっております。

また、もし鳥インフルエンザのにかかった患畜、鳥が鳥インフルエンザにかかった場合、そういう場合の対応に当然保健所の担当者、またはその農場の関係者などが対応するわけですが、これらの対応について、その人の対応については、保健所の方の管轄になりまして、その場合には、その処理に当たる人について、インフルエンザワクチンの接種または抗インフルエンザ薬の投与などを保健所が行うような形になります。

インフルエンザワクチンの在庫の関係ですが、これは、国の方で全国から一応この冬に向けてインフルエンザワクチンつくったわけですが、その使わなかった分があります。ちょっと在庫の量については確認できておりませんが、それらの残っているインフルエンザワクチンを必要とする地域へ、国の方で供給するというように聞いております。

なお、このインフルエンザワクチンの接種というのは、鳥インフルエンザに直接効くものではなくて、通常の人インフルエンザの感染を抑えて、鳥インフルエンザと一緒に発病しないようにするという内容でインフルエンザのワクチン接種をするという内容でございます。

議 長
教 育 長

教育長。

太田中学校の事故についてのご質問でございますけれども、随分報道にも今回の異常気象について報道されております。爆発的低気圧というふうな言い方をしていたのでしょうか。ことし温かいという部分で、シベリア気団が下がってこないという影響で、いわゆる昔でいうと彼岸荒れみたいな状況が、1月16日、今回の2月23日、3月5日にも起きました。本当同じような状況で、発達しながら、根室沖あたりで停滞するような状況が続いているように思います。

今回の部分なんですけれども、やはり6時ごろにまだ雨だったというあたりが、

判断を誤らせたのかなというのは、一つには感じます。

ただ、太田の場合は、小・中学校ともにスクールバスがございまして、その一番最初の子供を運ぶのが、もう7時過ぎには1人目を運んでいる。今回の場合については、行きも帰りも除雪車の先導についてということで対応しておりますけれども、そういう中では、一たん連れてきた子供たちを逆に言うといつ帰すのかという部分も、逆にとどまらせるということ、あるいは繰り上げて帰すという判断、そこら辺も必要なのかというふうにも思います。

この日の対応でいうと、高知が、あそこは自分の学校のスクールバスということもあって、7時の段階で2時間繰り下げたというようなことです。結果的には、休校にしたわけですが、ただ、今回3月5日の日なんです、実は最初2時間繰り下げました、山の学校を。气象台の予報では、9時までだったんです。9時から晴れるという予報だったんですけれども、変な話ですが、气象台に直接問い合わせました。そうすると、根室沖に来た低気圧が一向に動かないということなんです。10時過ぎに電話した段階では、1時近くまでこの状況は続く見込みですというふうに、もうその時点で変更になっているわけです。そうしたら、9時までと判断して、朝例えば2時間繰り下げても、結局、次々と変わってくる状況というのは、やはりその時点その時点でないと判断できないし、气象台がこのときに例えば言ったのがそのままになってくるかというのも、なかなか難しい問題かなというふうに思います。

ただ、今回、3月5日の対応でもそうなんですけれども、やはり山の地域それぞれのありますけれども、個々の地域も大切ですが、一つとしては、山間部統一して、ある程度安全を優先させて、繰り下げについては早目に行くということも、やはりこれから必要だろうというふうに考えますし、実際、3月5日の対応についていえば、早目に対応して休校にしたという判断が合っていたのかなというふうにも思います。

先ほどございましたけれども、地域での情報、これはスクールバスに関しては、太田地区、小学校では4カ所、中学校では3カ所、それぞれ回る地域に今の雪の状況というか、どんなふうになっているかというのは、問い合わせながら運行しているというふうな状況ですし、もう一つ、議員協議会の際の説明でもございましたけれども、それぞれ地域からも学校の方に情報をいただいております。そういう情

報を的確に受けとめながら、それぞれ登下校を判断していきたいというふうに思います。

そして、先ほどのことですけれども、やはり早く帰らせるのか、あるいはかなり天候が回復するまで待たせるのかというのも、それぞれやはり学校が判断していくべきだというふうに思いますし、確かに太田小・中学校のある位置と、例えば大別の方の奥の方と同じような状況かという、それぞれやはり地域がちょっと離れると、吹きだまりもありますし、そういう状況もやはりPTAから情報をいただく中で判断していかなければならないというふうに考えております。

それと、アメダスの件ですけれども、確かに当日風速はかれなかったというふう聞いております。これが、機能的な問題であれば、やはりちょっと問題があるのではないかと私たちも思います。こういうふうな、今までであれば、1月、2月はどちらかというとも天気のいい地方でしたから、3月の彼岸荒れを注意していればよかったですけれども、もう1月からこのように低気圧が来るような状況になれば、気象情報としての風圧計あるいはアメダス全体の機能というのは、非常に重要な部分を占めているというふうに我々も考えますので、この点について、气象台の方に問い合わせて、改善できるような問題であれば善処していただきと、かように思います。

以上でございます。

議 長
1 2 番

12番、谷口議員。

鳥インフルエンザについては、やはり的確な情報と、それからやはり不安に感じた、そういう町民に対して、懇切丁寧な対応というか、そういうものが大事ではないかというふうに思うんです。

それと、もう一つお伺いしたいのは、例えば野鳥等の被害を持ち込まれた場合、あるいは引き取ってほしいと言われた場合、それに対しては、今後どういう対応をとっていくのか、それについて、例えばこのインフルエンザの心配はないのかというふうなことを言われて、問い合わせがあった場合には、どう対応していくのかお伺いをいたします。

それから、県道 104号線の実弾砲撃訓練については、どっちみちすれ違いでありますので、この程度にとどめておきます。

町立小・中学校の暴風雪の問題については、今、教育長がおっしゃっておられま

したけれども、やはり一番大事なのは人の命なんです。ですから、それを最優先に物事を判断してほしいと。

それから、今言われましたけれども、あるいはそちらの方になるのかもしれないけれども、除雪するあるいはスクールバスを運行する、これも先ほどの刻々変わっていく、あるいは思ったようになるはずがならなかったということですよね。今回のこの低気圧の動きを見ると、ちょっと異常に発達したと。そういうことに対しては、やはり除雪の方にもある意味では命がけでやらなければならないというようなことでも、やはり困ると思うんです。きょうの新聞報道を見ると、やはりそういうことも指摘しているわけでしょう。やはり、勇気ある決断というか判断、ここでできないということも、やはりどうしても必要な場合あると思うんです。

それから、どうしても人命にかかわってやらなければならない、そういう場合はどうするのか、そういうこともあると思うんですけれども、そういう両方をやはりきちんと見ながらやっていかないと、結果的には、要請されれば何でもやるとかという方法でやっていくと、案外事故になってしまうということにもなりかねないし、今回のタンクローリーの運転というのもその辺にあったのではないかというふうに思うんです。運送業の仕事からすると、絶対この程度の天気でも荷物を運ばなければならないということと、結果的にはそれが行けると思ってやったのが、気がついたら1メートル前に人と車があったというようなことに結びついたというふうに思うんです。

その点では、やはり情報がどちらも、町長部局の方も教育委員会も、お互いにきちんとした情報を共有しながらやらないと、結果的に地域の人のため、地域の子供のため、地域の産業のためとやったことが、事故になってしまうということをもう繰り返してはならないというふうに思うんですけれども、それらについて、もう一度説明をしていただきたいというふうに考えます。

議 長
環境政策
課 長

環境政策課長。

ご質問の野鳥の死んだもの、それから問い合わせについてですけれども、厚岸町ご存じのとおり、別寒辺牛湿原それから厚岸湖、渡りの鳥が相当数入っております。

通常、野鳥については、特にガン、カモ類、今申し上げました大白鳥なんかもそうなんですけれども、ガン、カモ類の一部のものは、インフルエンザウイルスを保有しているという報告はありますけれども、このウイルスはほとんど病原性がなく、

人には感染しないとも言われております。

現段階では、人が野鳥に触れたからといって、直ちに高病原性鳥インフルエンザの感染を心配する必要はないということですが、野鳥、鳥そのもの、それからその鳥の排せつ物、これらに触った際には、手を洗うなど、通常の衛生管理を徹底すればいいのではないかというふうにも言われております。

そこで、野鳥の死んだもの、当然道路だとか自宅の例えば庭とかに、例えばカラスが死んでいるとか、野鳥が死んでいたという場合なんですけれども、これは通常はビニール等に、一般には1羽の話なんですけれども、野鳥は恐らく町の中でなくても、山の中でも必ず毎日のように死んでおると言われておりますけれども、通常はビニールの袋に入れて、ごみとして出してもらおうということになるかと思えます。

ただ、これが大量に死んでいるだとか、その死に方がちょっと異常な死に方、そういうようなことがあった場合には、私ども水鳥観察館もそうですけれども、農政課であるとか、町の方に連絡いただければ、各課と連携した中で対応していきたいと思えますけれども、それで水鳥観察館に今日まで町民からの問い合わせについてなんですけれども、実は1件ありました。今のところ、町民の皆さんも、テレビだとか新聞報道通じて、情報をしっかり冷静に受けとめているようですし、この照会の電話は、野鳥に触ったときはどうしたらいいのですかという質問だったんですけれども、これについては、今申し上げましたように、石けんで手を洗うということを指導しております。

以上でございます。

議長
建設課長

建設課長。

トータルで除排雪の関係なんですけれども、当日のスクールバスそのものの運行に対しては、時間遅く降ってきたという形の中では、状況を判断しながら、スクールの前を除雪車が走ったという形では措置しています。

ただ、全体的にいうと、あの日は、当日午前中、吹いている最中には除雪しても作業がままならないという形になりますので、ある程度小降りになった、落ち着いた段階からの除雪という形で、午後1時にはもう現場で全部やるような形で、当日は対応してきております。

通常でありますと、前日から降り続きますと、朝の4時に判断するんですけれども、10センチ以上積もっていたら除雪出るとか、そういう時間調整というのは、現

場がある程度情報収集しながら、時間とかは判断しているという形でございます。

ただ、当日もあれだけの吹雪ですから、早い時間からは道道別海厚岸線から通行止め始まりまして、たまたま厚岸標茶線については、事故後の通行止め措置という形でございます。

当日、私ども午後から全部除雪車出していたんですけども、その時間帯というのは、どんな作業も間に合わないというか、もう危険のために除雪車一回帰ってくれと、その後落ち着いた段階では、例えばミルクローリーなんかの先導をしながら、やはり生乳ですから、死なせるわけにはいかないという形では、農協と連絡とって前段を走るとか、そういう形の中では、連携をとりながら除雪の会社の方にも指示している関係でございますし、今後におきましても、スクールバスの運転について状況どうなのかという形の中では、教育委員会と打ち合わせしながら実行していますので、今後についても情報の収集、的確な把握と判断等について連携取りながら進めていきたいと考えますのでご理解いただきたいと思います。

議 長
教 育 長

教育長。

お話ございましたように、私自身もやめる勇気というか、そういうものが必要ではないかというふうに考えておりますし、あれ以降、役場の内部でも、かなり悪天候の場合は、外勤出張も控えろというふうな対応をとっております。学校の方にも、いわゆる一番ひどい時期にはかえって出るなど。早く帰すという対応が、逆に言うとも一番危ない時期に出ていくことにもなりかねないわけです。ですから、そこら辺の判断も含めて、今後対応していかなければならないかと思えます。

それともう一つ思うのは、余り厚岸町では今までなかったんですけども、例えば弟子屈とか阿寒の方では、スクールバス回る、だけれどもスクールバスではなくて来る子供たちには、やはりそれぞれの家の判断というのを重視して、無理に登校させないでくださいというふうなことも徹底しているように聞いております。

これは、やはりスクールバスというのは、今の対応みたいに、例えば最悪になれば除雪車が先導しても走れるけれども、そうしたら個々のうちの車がみんな通れるかといったら通れないわけです。ですから、それぞれのうちが今日は出られませんというときには、これは休暇扱いにしないですから、無理に出させないでくださいというふうなことも、ひとつ徹底していかなければならないのかなというふうに思っています。

それと、先ほどちょっと触れましたけれども、教職員については、災害事故休暇、いわゆるこういうふうな地震、水害、その他の災害 — その他の災害には地吹雪等も含まれるということで、いわゆる学校を休校したので出てこなくていいですよというふうな休暇、あるいは災害時退勤休暇、これは子供を早く帰してしまった後に、まだ時間があるけれども、帰れる時間であれば早く帰りなさいというふうな休暇、こういう休暇も道の学校職員には認められておりますので、そこら辺の部分も十分に活用しながら対応してまいりたいと、かように思います。

議長 以上で、本定例会に通告ありました10名の一般質問を終わります。

議長 日程第3、議案第25号 教育委員委員の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程いただきました議案第25号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

厚岸町教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条に基づき、現在5人の委員を任命させていただいておりますが、このうち、**みづ**川委員につきましては、本年3月31日をもって、4年間の任期が満了することになります。

したがって、同法第4条第1項の規定により、本町の首長の被選挙権を有し、人格高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する同氏を引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

住所、厚岸郡厚岸町湾月町二丁目94番地。氏名、**みづ**川錦也。生年月日、昭和9年1月14日。性別、男。職業、無職であります。

以上、簡単な説明であります。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

ありませんか。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にあります

とおりに、討論を省略し、本案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議 長 日程第4、議案第26号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 ただいま上程いただきました議案第26号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員であります小嶋孝氏は、本年3月31日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、引き続き同氏を選任しようとするものであり、議会の同意を求めたく提案するものであります。

住所、厚岸郡厚岸町奔渡町五丁目62番地。氏名、小嶋孝。生年月日、昭和3年10月21日。性別、男。職業、漁業。

以上、簡単な説明であります。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。

(なし)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおりに、討論を省略し、本案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議 長 日程第5、議案第27号 町道路線の認定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長。

ただいま上程いただきました議案第27号 町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

道路法第8条第2項の規定により、町道路線の次のとおり認定しようとするものであります。

町道の認定は、あらかじめ議会の議決を経なければならないことになっており、上程した次第です。

次に、認定内容について説明いたします。

表をごらんいただきたいと思います。

町道認定路線、路線番号 208、路線名、別寒辺牛幹線道路、区間として、起点、厚岸町糸魚沢 351番から、終点、厚岸町若松 297番。参考として、延長 7,353.9メートル、敷地幅員 15.75メートルから 29.84メートルです。

次に、路線番号 392、路線名、門静2号線、区間として、起点、厚岸町大字太田村16番11から、終点、同じく太田村16番34。参考として、延長 1,221.5メートル、敷地幅員5.45メートルから45メートルです。

次に、路線番号 626、路線名、住の江町11号線、区間として、起点、厚岸町字住の江町3番54から、終点、同じく住の江町9番23。参考として、延長 186.3メートル、敷地幅員 3.0メートルから 11.25メートルです。

次に、認定路線の位置について、資料により説明したいと思います。

議案第27号説明資料でございますが、4ページをお開きください。

路線番号 208、別寒辺牛幹線道路であります。起点は、町道糸魚沢茶内間道路交点、菊池さんの近くから、終点、道道上風連大別線との交点、佐藤さん地先であります。この路線は、平成3年度に道営山村基幹農道整備事業で施工のため、町道を廃止し、平成9年度から平成12年度にかけて整備されたものであります。北海道との協議により、事業完了後5年程度農道として管理するよう指導を受けておりましたが、今般町道として認定し、維持管理を行うものであります。

次ページをお開きください。

路線番号 392、門静2号線であります。起点は、国道44号線交点、斉藤さん地先から、終点は、旧デッカ局へ通じる尾幌営農用水配水池のあるところまでであります。この路線の起点から加納さんまでの間の道路敷地については、国有財産特別

措置法第5条第1項第5号法定外公共物として、平成14年度において無償譲与を受けております。それに接続して終点までは、旧デッキ局の使用廃止に伴い、財産が財務省に返還されますが、地域の方々の生活道路、さらには水道施設管理の必要性から、町道認定に伴い、道路法第90条第2項の規定に基づく譲与申請により無償譲渡されるものであります。

次ページをお開きください。

路線番号 626、住の江町11号線であります。起点は、町道住の江町海岸通り交点、瀬川さん地先から、終点は、町道住の江町2号線、是信さん地先であります。この路線については、平成7年度において、私道整備工事を行っておりますが、平成15年9月に住の江町自治会地権者の方々が、現況で道路を使用している部分を寄附の申し出とあわせて町道認定の要請があり、現状も生活道路として管理されていることもあり、今般町道認定しようとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議 長

これより質疑を行います。

3 番、南谷議員。

3 番

4点ほどお伺いいたします。

まず1点目でございますけれども、路線番号 392、門静2号線、この関係で、今回認定されるように計画をされたそうでございますけれども、この認定をすることでどんなメリットが町としてあるのか、この辺の考え方を伺いいたします。

次に、626でございます。なぜ今この住の江町のこの路線が、私の認識では住の江町でも一番先に早く開けた道路ではないかという認識をしております。今までなぜ認定をされてこないで、認定の書類として今なぜ上がってきたのかと。

それから、今回認定されるに至って、地域の住民の皆さんがどのような活動というのか、町の方に対して動きをしてきたのか、お願いをしてきたのかと。

さらには、今後町のこの認定をすることよっての維持運営の計画がありましたら、お知らせいただきたいと思っております。

以上でございます。

議 長

建設課長。

建設課長

1点目の路線番号 392の門静2号線でございますけれども、これについては、従

来も生活道路的に、一部町道地区からいきますと斉藤さんから加納さんまで、あの地区には5軒ほど住居が張りついてございます。それらの生活道路とあわせまして、あの上の方にはデッキ局がありましたんですけれども、デッキ局廃止に伴って、今解体も済んでおります。したがって、その上の部分に町の尾幌営農用水という配水池がございます。そこから水が供給されています。それらを管理するためにも、今後道路法上厚岸町に財産も譲渡されてきますから、管理することが必要だろうという判断で、今回町道認定しようとするものでございますし、メリッ的な形でいくと、そういう地域の住民のための生活道路と、そういう営農用水を守るという形もございませけれども、当然町道認定することによって、地方交付税等で町に延長、それから面積等によって、交付税に算定されてくるという形では、そういうメリッもございませ。

次に、住の江町通りの関係でございますけれども、住の江町通りについては、今現在、敷地そのものもまだ民地のままでございます。そして、なぜ今まで、早くからあったのにどうなのかという形の中では、先ほど提案理由で説明させていただいたように、平成7年には私道でしたんですけれども、一応現状道路の中ではアスファルト舗装で防じん処理等を行っている、管理されている道路でございます。

したがいまして、従来も一応、そこに住宅全部張りついていますから、生活道路として管理していたわけですが、今回地域自治会含め地権者の方々が、町道を整備するに当たって、寄附の申し出等がございました。それに伴いまして、町とすれば、敷地関係は本年度一応用地の確定測量を行って、つぶれ地の寄附をもらうという形の中で、町の財産になりますので、町道として、そういうふうな形としては民地でなく町の財産として、今度管理される形になります。当然、地域の中でお願いしていたのは、ちょうど下水道計画があった中で、下水道を整備するに当たっては、やはり公の道路で管理する下に入っている方が、今後の問題から、管理面から含めて、非常にいいだろうということが、地域の方々では大きなそういう道路として整備してほしいという中では、その下水道整備に伴ってのが、一番大きな要因かなというふうに判断していますけれども、いずれにしても、地域の方々の道路用地としての寄附の申し出に伴って、今回町道として認定しようとするものでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

3 番

はい、わかりました。

議 長

いいですか。

他にありませんか。

16番、竹田議員。

1 6 番

認定の 626号線についてなんですけれども、626号線、一部道路の幅員が3メートルから 11.25メートルというふうになっていますけれども、地権者による譲渡が一部あったということなんですけれども、拡幅というんですか、その幅は始点から終点までの間、ずっと真っすぐ行けるものなのかどうなのか。これは、平成10年ぐらいから、いろいろ地権者といいますか、地元住民の方々からいろいろありまして、僕も第2回目の6月の定例会でも話したこともあったと思うんですけれども、あと課長とも一緒に住の江の現地を産建の委員の皆さんと一緒にこの現地視察しに行ったと思うんです。そのときに、課長も知っていると思うんですけれども、堀一部飛び出ている部分があったんですけれども、あの辺の現状の回避というのはできたのかどうか、ちょっと説明願いたいんですが。

議 長

建設課長。

建設課長

今の住の江町道路の関係でございますけれども、先ほども南谷議員に説明させていただいたじゃないですか。住の江町地区については、これから今年度用地の確定測量、現況をまず把握した上で、皆様の考え方とすれば、現状で道路としても既に使っている、それを拡幅したりなんかしてほしくないというのが現地の声でございます。ただ、現実に現況測量した上で道路用地を確定させて、その時点でよければ部分的に協力得られるところは、このつぶれ地を出すという形の中では線を決めて、それによって求積されて、そしてお互い話しして、そして寄附申込書をもらうというシステムになりますので、今の段階でその問題どうなった云々ではなく、これから、とりあえず今現道の中で狭いところから広いところまでの幅員で認定させていただきますけれども、それらの用地の確定については、今年度今予定しているという形でご理解いただきたいと思います。

1 6 番

わかりました。

議 長

いいですか。

他にありませんか。

(な し)

議 長

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長

日程第6、議案第28号 町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

税務課長

ただいま上程いただきました議案第28号 町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げます。

本議案の改正要旨及び本議案の件名であります。この町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部を改正する法律が、平成15年3月24日可決成立し、15年3月31日に、平成15年法律第9号をもって公布されたことに伴いまして、15年6月23日開会の厚岸町議会第2回定例会に提案し可決いただいた条例のうち、内容は軽自動車税申告書の用紙の統一化に伴う改正の部分についてであります。総務省令の一部が修正されたことに伴いまして、改正を行った附則の施行期日が、平成16年4月1日でありますので、施行期日以前に再度の改正となることから、このような形式の改正となっております。

それでは、改正内容につきましては、議案7ページとともに別紙議案第28号説明資料、新旧対照表によりご説明申し上げます。

町税条例の一部を改正する条例（平成15年厚岸町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第74条の改正規定中、第33号の2様式を第33号の4様式に、第33号の3様式を第33号の5様式に改める内容であります。新旧対照表、現行であります。軽自動車税に関する申告または報告第74条であります。傍線を引いている部分が改正部分でありまして、33号の2様式、これは軽自動車税廃車申告書兼標識返納書でございます。これを33号の4様式に、それからその下の33号の3様式、これにつきましては、軽自動車税申告書兼標識交付申請書でございます。これを第33号の5様式に改

める内容であります。

2項、3項につきましても、同じ様式番号の改正でございます。

以上が、地方税法の一部改正による軽自動車税申告書の用紙統一化に伴う条文の改正により、地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部修正に伴う改正でございます。

次に、議案に戻っていただきまして、附則であります。この条例は公布の日から施行する内容であります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。

(なし)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 日程第7、議案第29号 町長、助役及び収入役並びに教育長の期末手当の支給の特例に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 ただいま上程いただきました議案第29号 町長、助役及び収入役並びに教育長の期末手当の支給の特例に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

改正を図る条例につきましては、平成14年3月に策定されたものでございます。その内容は、町長を初めとする4役の期末手当の支給割合につきまして、平成14年度から平成16年度までの3年間は、基本となる条例に定まっております支給割合から、年間で100分の15月分を減じまして支給するとした特例条例であり、既に平成14年度と15年度の2年間、減額措置がとられてきてございます。

この特例条例は、当時の厳しい財政状況を背景として制定したものでございますが、しかし、その後の厚岸町の財政状況はさらに予想を上回る勢いで厳しさを増しており、これに対応するためには、経費削減にとどまらず、公共料金引き上げなどの町民負担も求めざるを得ない状況になってあらわれております。このような現状にあつて、今後さらに厳しさが増すことも推定されており、この財政危機を乗り越えるためには、さらに徹底した行財政改革に取り組まざるを得ません。当然、人件費を含めた経費削減が不可欠であり、職員はもとより町民の皆様にも痛みを伴うものとなることは避けられません。それには、町の4役がさらに率先して範を示す必要があると判断されました。このため、現行の特例条例で規定しております期末手当を削減する割合、これをさらに大きくし、また実施期間も1年延長しようとする内容のものであります。

このことは、去る2月4日に厚岸町特別職報酬審議会にお諮りし、この内容のとおりに適当であるとの答申をいただきましたので、今回上程させていただいたものでございます。

具体的な改正内容を説明いたします。

議案のほか、参考資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただいております。ご参照をお願いしたいと思います。

改正する条例につきましては、第1条と第2条の2つの条文に分けてございます。これは、昨年12月に既に一部改正が行われておりまして、その施行日が本年の4月1日と、まだ施行されていない部分、この部分を今回さらに一部改正するという部分が含まれてございます。このような改正手法となるものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

まず、第1条の改正規定でございます。

この部分につきましては、もとの条例規定を改正するもので、平成16年度までとなっていた実施期間、これを1年間延長し、現行規定で残る平成16年度までとしていたものを平成17年度までとする内容のものでございます。

次の第2条の改正規定につきましては、さきに一部改正が行われ、本年4月1日に施行される部分を今回さらに改めるという内容のものでございます。

新旧対照表のこの部分、さきの一部改正条例の規定内容での比較という形になってございますので、ご了承をお願いしたいと存じます。

この内容は、さきの一部改正で平成16年度からの期末手当の支給割合を定めた規定中、6月期に支給する割合を100分の205から100分の200にいたしまして、0.05月分を削り、また12月支給割合の100分の220、これを100分の210にいたしまして、0.1月分を削るもので、この改正で削る部分合わせますと、0.15月分となります。このことにより、特例条例による4役の期末手当の支給割合につきましては、年間で合わせて100分の30月分が減額となる内容となるものでございます。

この特例条例での削減影響額でございますけれども、4役分を合わせまして、年間で99万6,000円、今後16年、17年の2年間の合計では199万2,000円になります。

なお、この一部を改正する条例の施行日でございますけれども、附則で第1条部分については本年4月1日、第2条部分については本年3月31日となっております。この第2条につきましては、先ほども申しましたけれども、さきに4月1日から施行するとしている一部改正部分、これをその施行日前に改めるという内容のものでございますので、その施行日前に改めなければならないという措置でございます。実際には本年の4月1日から適用されるという内容のものになるものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長

これより質疑を行います。

3番

3番、南谷議員。

議員になってまだ1年でございますから、本当にひよっこでございます。先輩各議員の皆さんにいろいろとご指導を願いながら、また若狭町長さんにご指導賜りながら、活力のあるまちづくりに頑張りたいと思っておるわけでございます。

その大事なかじ取りの4役のこの関係について、大変、ひよっこから口を開かせていただくのは、心苦しいんではございますけれども、二、三質問をさせていただきたいと存じます。

まず第1点目でございますが、昨年12月に一たん決められたと、それを再度ここで修正をしなければならない、それから、さらには1条、2条にわたって、このように減額をしなければならない状況なのかどうなのか、その辺の考え方について、まずもってお尋ねをさせていただきたいと存じます。

議長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げたいと思います。

新旧対照表の方の第2条の関係の現行の規定というのが、いわゆる12月時点で改正をいたしまして定めさせていただいた部分でございます。この12月の改正といいますのは、ご案内のようにいわゆる人事院勧告、国家公務員に対します人事院勧告、これに基づいて期末手当の支給割合の削減が行われてございます。それにあわせて、特別職につきましても、一般職同様、期末手当の支給割合を下げているという措置をとらせていただいております。

そういう形で、12月の部分につきましては、いわゆる人事院勧告絡みの中での期末手当の支給割合の部分を下げた措置をとったということでございまして、今回の改正といいますのは、その支給割合の率で下げていた部分、さらにそこからこの特例条例の中で100分の15月分を加えた形でさらに減額するという内容の改正を今回上程させていただいているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、なぜこの削減をしなければならないのかという部分につきましては、提案理由の中でもご説明申し上げましたけれども、12月の段階では人事院勧告、いわゆる社会情勢全般的な部分の見通しの中での減額を行ったということでございまして、その後、この中で公共料金等の値上げ、議会の中でも十分論議をいただいて決定してきてございます。こういったような背景をとらえまして、さらに今後の状況等を考え合わせまして、今回このような減額措置をとらせていただきたいという理事者の考えのもとに提案をさせていただいているという内容のものでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長
3 番

3番、南谷議員。

少なくとも、やはり厚岸のかじ取りである4役の報酬、それから賞与についても、私はこれだけ頑張っているんだから、きちっと払うべきだと思っただけでございます。

しかしながら、今日の財務推計第2次を考えるにも、非常に厳しい状況にあって、平成18年以降、まだ財源を捻出しなければならない状況下にあります。それを踏まえて、しっかりとこの数字を出してきたのかどうなのか、その辺の真意が私には感じ取れないものですから、各町村では、一番町民の皆さんわかりやすいのは、基本給、これが何%下がったのかということが、それぞれの近隣町村でございまして、新聞報道されております。私も議員として、これらの関係について、非常に新聞もそうで

ございますが、はっきりわからないんです。私の勉強不足かもしれないんですけども、本当に町の4役、それから職員の皆さんがどのくらいの金額で、どう年収で影響あるのかというものが、なかなかわかりにくいと思っておるんです。ですから、私もわからないから、町民の皆さんがわからないのではないかとはいけません。町民の皆さんの方がむしろ優秀ですから、きっと理解をしておると思うんですけども、なかなかわかりにくいと思っております。そういった意味でも、やはり数字の展開というものは、きちっと出していただきたいと思えます。

本当に賞与だけで、期末手当がいいのか、本給がいいのかも含めて、議論をされたのかどうなのか。むしろ基本給をどうするのかという問題も含めて、全体像の中で、こういう答えになったのかどうか、この辺についてお伺いをさせていただきたいと思えます。

議 長
助 役

助役。

このたびの4役の期末手当の特例、これをさらに1年間延長するという事で、このたびの改正に伴う影響額につきましては、総務課長から答弁をさせていただいて、内容のとおりでございます。

この改正は、議員ご承知のとおり、人事院勧告に基づくもの以外の改正になります。これまで、人事院勧告というものを尊重しながら職員の給与を改定してきた、それにあわせて4役の給与も改定をさせていただいた。それ以外に、財政状況が厳しいということがあって、14年度から特例条例を設けさせていただいて、その運営を図り、さらにそれを100分の15月分上乘せをして、期間を延長するというのが今回の改正の内容でございます。

職員全体、いわゆる人件費の関係でございますが、これは、今までもそうでありまして、人事院勧告というものを尊重しながら、職員組合とも話し合いをさせていただいて、その勧告を尊重させていただくという形で実施をまいりました。

しかし、その第2次の行財政の運営方針でも示させていただきましたとおり、さらに町財政が厳しくなるという予測をその方針で示させていただきましたとおりであります。新年度に入りましてから、特に基本給に触る前に整理すべき問題はないのかということで、職員組合とも議論を重ねてきました。

その結果、例えば寒冷地手当、これは条例で示してありますとおり支給をしてま

いっておりますけれども、その削減ができるかできないかというようなこと、それから特殊勤務手当、この改正もできるかできないか、あるいは管理職手当、これもさらに削減することができないかということで、管理職手当につきましては、管理職会議で提案をさせていただいて、一定の理解を得ております。それから、寒冷地手当、これにつきましても、これは支給の基準日が8月1日になりますので、本年の6月議会でこの改正の提案をさせていただくという予定になっております。それから、特殊勤務手当、これらにつきましては、種目が多岐にわたりますので、この3月議会で上程をしたいというふうに考えておりましたけれども、この作業が間に合わなかったということで、一応、職員組合とも協議が済んでおりますけれども、それらの対応を可能な限り早い議会に提案をさせていただくという考えでおります。

それから、退職職員に対する補充の問題、これも過日総務課長の方から説明をしておりますけれども、5名ないし6名の退職を予定しておりますけれども、これを全員補充はできないということで、新年度は、今新たに採用を予定しているのは2名というふうに考えております。これらの削減で総体で約1億900万円というふうに記憶しておりますけれども、1億900万円ほどの削減が図られるだろうということで考えております。

しかしながら、この削減だけでは、17年、18年の財政あるいは新年度予算を立てられるかということにつきましては、私は甚だ不安に思っております。17年度で4億の財源捻出が必要になる。18年度では、さらにそれに2億円上積みをして、6億の財源捻出が必要になってくるという状況の中では、これだけの削減では間に合わないかもしれないというふうに予測をしております。

しからば、この人件費総体の削減を今後どうしていくかということにつきましては、まだ現段階では白紙であります。他の町村では、数%、一律基本給も含めてカットということを既に実行されている市町村もあります。それらも含めて、今後検討をしていきたいと、そのように考えております。

議 長
3 番

3番、南谷議員。

私は、この案に対して、数字がどうのこうのということを申しているのではないんです。

やはり、財務推計がきちっとされて、その上でこれが妥当なんだということも議論をされて、こういうふうに至ったんだというのであれば納得できるんですけれど

も、そっちはまだ見えませんよ、他町村では既に10%か7%か5%かわからないけれども、基本給までやっていますよと、そういう中で我が町はどうなんだという部分では、少なくとも昨年もこういう問題で下げた、今回も下げなければならない。これでは、町長初め4役もたまったものではないと思うんです。やはり、きちっと将来も見据えた、給料というものはかくあるべきだと僕は思うんです。その都度、ただらこういうことでは、僕はまずいと思うんです。

ですから、その辺しっかりと財務推計も含めて、数字の確立を企画立案させていただいて、もうこれより下げなくてもいいんだというものをぜひ出していただきたいと、よろしく願いを申し上げる次第でございます。

議 長 助役。

助 役 私どもも、できれば南谷議員の意を体して、きちっとした財政推計のもとで、これだけやれば後は大丈夫という数字をお示ししたいというふうに思いますが、例えば交付税の問題、臨時財政対策債の問題、我々の予測を上回る状況で国から来る財源が絞られてきているという状況の中では、今回お示しをさせていただいている第2次の方針でも一部触れておりますけれども、大変予測が難しい状況になっております。これだけやれば後は大丈夫という保証は、恐らく無責任なものになるだろうというふうに思います。

この数字というものは、あるいは経済情勢というものは生き物でありますから、時々刻々変わっていく。その変化に対応できるような予算措置というものが必要になってくるわけでありまして、一応、新年度予算にもお示しをしておりますとおり、単年度の実質収支ではかなりの金額を主要4基金から取り崩さざるを得ない、4億9,500万も崩さざるを得ない、それでやっと収支のバランスがとれるという状況でありますから、そういうような状況も踏まえながら、今後さらに財政基盤の確立ということを主要課題にいたしまして取り組んでまいりたいと、そういうように考えておりますので、ご理解をお願いします。

議 長 他にありませんか。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

議 長	<p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり決しました。</p> <p>昼食のため休憩いたします。</p> <p>再開は午後 1 時とします。 休憩時刻 1 1 時 5 9 分</p>
議 長	<p>本会議を再開いたします。 再開時刻 1 3 時 0 0 分</p>
議 長	<p>日程第 8、議案第 30 号 厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
総務課長	<p>ただいま上程いただきました議案第 30 号 厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、その提案理由の説明をいたします。</p> <p>この条例は、議会議員を除く非常勤特別職の報酬及び費用弁償について規定しているものでありますが、このたびの改正につきましては、当該条例の別表第 1 に定めている非常勤特別職の報酬額のうち、その他非常勤の特別職の職員の項目として定められております月額報酬額につきまして、現行 2 万円以下となっているものを 10 万円以下と、その上限を定めるものでございます。</p> <p>この内容につきましては、町立病院の顧問医師及び厚岸町の顧問弁護士を新年度から地方公務員法第 3 条第 3 項に基づきます非常勤の特別職として委嘱する取り扱いをいたしたく、これに伴いまして、その報酬額を条例規定の中に位置づけたいとする内容のものでございます。</p> <p>町立病院の顧問医師及び厚岸町の顧問弁護士につきましては、従前は業務委託の考えをもって、契約行為によりましてお願いをしておりますが、このあり方につきましては、さきに議会で論議をいただいたところであり、その後位置づけにつきまして検討いたしました結果、非常勤特別職として委嘱いたしまして、その役務に対する対価を報酬として給付することが適当との判断に至り、今後この取り扱いに変えたいとする内容のものでございます。</p>

なお、この委嘱に伴います報酬額につきましては、顧問医師は月額10万円、顧問弁護士は月額5万円として、それぞれ予算計上いたしてございますが、この額は、これまでの契約による額と同額でございます。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。
ございませんか。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

議長 日程第9、議案第31号 厚岸町地区コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

行財政課長。

行財政課長 ただいま上程いただきました議案第31号 厚岸町地区コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を説明申し上げます。

本条例は、平成15年3月、所得税法等の一部を改正する法律を受けて、消費税法の一部が改正されたことに伴う改正であります。この消費税法の一部改正により、平成16年4月1日から、消費者に対する値札や広告などにおいて、価格を表示する場合には、消費税及び地方消費税相当額を含んだ支払総額の表示を義務づける総額表示方式がスタートすることになります。

この改正に伴い、公の施設の掲示される料金表などの表示は、総額表示とすることが必要となり、条例の規定における各種料金表示についても、その整合性を図るため、本条例案を上程するものであります。

改正の内容につきましては、総体的には、算定または定められた額に100分の

105 を乗じて得た額を徴収額とする旨の規定をしておりましたこれまでの外税方式の表現を内税方式の総額で表記する方法にするため、所要の改正を行うものであります。

また、このたびの改正に当たっては、現在の外税方式で算定されました金額を上回らず、同額もしくはそれ以下にし、便乗値上げにならないよう規定をしております。

次に、条例規定の料金の総額表示に変えるに当たっての基本的考え方を申し上げます。

徴収する使用料は、単価積み重ねの計算によりますが、従前どおり算定額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てることにしています。表示料金については、1回当たりの単位を使用しているものにつきましては、10円未満を切り捨てた表示としますが、時間や使用する量または延長、距離や面積などの単位とするものにつきましては、小数点第2位の表示としています。なお、ごく一部に総額表示で規定することが困難なものがあり、例外的に外税方式で表記しなければならないものもあります。

次に、条例の改正手法であります。総額表示に関連する複数の条例をまとめて改正する手法をとらせていただきます。

消費税の総額表示にかかわり、改正を要する条例は多くのものがありますので、同じ改正要旨と関係部分のみの一部改正を図ろうとするものをまとめまして、一つの改正条例として制定する手法を用いています。

この厚岸町地区コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例では、各条ごとに計28の条例を一括改正するよう規定しています。

恐れ入りますが、議案書の11ページをお開きいただきますとともに、別途配付させていただいております議案第31号説明資料、各改正による条例新旧対照表を参考にさせていただきたいと存じます。各新旧対照表の構成は、現行、改正案、改正要旨となっており、アンダーラインが改正しようとする部分であります。

それでは、第1条から改正内容の説明を申し上げます。

第1条は、厚岸町地区コミュニティセンター条例の一部改正をするものであります。

改正しようとする条例の第8条第1項及び第2項の規定中から、100分の105を

乗じて得た額の字句を削るのが主な内容でございます。これは、現行の別表において、外税表記で規定している使用料及び電気・暖房使用料の額をその額にそれぞれ100分の105を乗じた総額表示の額に改めることにより、必要な字句の改正を行うものでございます。

11ページから13ページ、別表の改正は、ただいま申し上げたとおり、それぞれの額に100分の105を乗じた額に改めております。

別表第1及び別表第2は、1時間当たりの金額でありますので、小数点第2位までの円金額を表示しており、それに基づいて、算定後10円未満の端数を切り捨てた額を納めることとなりますが、一方別表第3、これは葬祭使用料でございますけれども、1回当たりの額であることから、10円未満の端数を切り捨てた額を表示しております。

なお、改正部分の字句及び改正金額につきましては、新旧対照表に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

13ページをお開きください。

第2条でございます。第2条は、厚岸町地区集会所条例の一部改正をするものでありますが、ただいま説明をいたしました改正条例第1条と同じ内容の改正要旨であり、改正部分は新旧対照表のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、16ページをお開きください。

第3条でございます。厚岸町生活館条例の一部改正をするものでありますが、これも第1条、第2条と同様のものがございますので、説明を省略させていただきます。

17ページ、第4条でございます。厚岸町生活改善センター条例の一部改正をするものであります。これも同様なものがございます。

次の第5条は、厚岸町農業研修センター条例の一部改正をするものであります。これもまた同様のものでもあります。

18ページ、第6条は、厚岸町農業農村活性化施設条例の一部を改正するもので、これも同じ内容の要旨で、それぞれの額や字句を改めるものであります。

なお、19ページ、別表4では、多目的広場の占用及び行為等の使用を定めていますが、単位及び算定基準の欄で、1日につきと定めている部分については、占用料

欄を1月未満と1月以上の2段階で表示し、1月未満の日数単価をそれぞれ100分の105を乗じた総額表示に改めています。これは、土地貸し付けにおいて、貸付期間が1月未満のものについては課税対象になります。1月以上の場合については非課税となることから、これは消費税法の取り扱いのもとに、それぞれ2段表示をしたものであります。

20ページをお開きください。

7条は、厚岸町漁村環境改善総合センター条例の一部改正、第8条は、厚岸町床潭地区漁村センター条例の一部改正をするものでありますが、これらも内容は同様の内容でございます。

21ページ、第9条は、厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例の一部を改正するものでありますが、該当する部分について改める内容は、さきに説明しているものと同様であります。

22ページでございます。第10条は、厚岸町木工センター条例の一部改正をするもので、これも同様なものでございます。

11条の入りです。11条は、厚岸町墓地及び霊園条例の一部を改正するものでありますが、これも記載のとおり総額表示に改めるものであります。

12条は、厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでありますが、これも同じようにそれぞれの額を総額表示に改めるものであります。

23ページ、現行の第8条第1項中の第3号の採草料につきましては、従前あったわけでございますけれども、長期生じておらず、将来もこの実態として見込まれないことから、この採草料については、前の条例から削除をしております。

また、条例での金額を上限として、規則で定めるものとしていた料金については、条例で定める金額を徴収するものに改めております。

同じく23ページ、13条は、別寒辺牛湿原自然観察施設条例の一部改正をするものであり、さきに説明しているものと同様に、占用料の額などをそれぞれ改めるものであります。

24ページに入ります。第14条は、厚岸町都市公園条例の一部を改正するものであり、占用料及び行為使用料並びに有料公園施設の利用率について、同じ総額表示の考えをもって、それぞれ金額及び地区を改めるものでございます。

26ページをお開きください。15条は、厚岸町公園条例の一部改正をするもので、

これも同様に公園施設の使用料を総額表示に改めるものであります。

第16条は、厚岸町緑のふるさと公園条例の一部改正をするもので、これも同様に関係部分の所要の改正を行うものであります。

次に、28ページをお開きください。第17条でございます。17条は、厚岸町道路占用料徴収条例の一部改正をするもので、日額単位の占用料について総額表示を行うため改めるものであります。

第18条でございます。18条は、厚岸町普通河川管理条例の一部改正をするもので、同じように占用料や採取料のそれぞれの金額を総額表示に改めるものであります。

29ページ、第19条は、厚岸町公共下水道条例の一部改正をするもので、これも総額表示にするため必要な改正を行い、あわせて表記字句の整合性を図るための整理とするものであります。

第20条は、厚岸町水道事業給水条例の一部改正、30ページ、第21条は、厚岸町の農業用水道給水条例の一部改正をするもので、これらも総額表示にするため必要な字句や額を改めるものであります。

22条は、厚岸町公民館条例の一部改正をするものですが、さきのコミュニティセンターや集会所条例などと同様に、それぞれの使用料などを改めるものであります。

32ページをお開きください。第23条でございます。第23条は、厚岸町郷土館条例の一部改正、次の第24条で厚岸町海事記念館条例の一部改正、さらに33ページでございます、第25条では、厚岸町太田屯田開拓記念館条例の一部改正をするものでありますが、それぞれ総額表示に基づき、不要なる字句の削除を行うものでありまして、また一部入館料の額を定めるものであります。

第26条は、厚岸町温水プール条例の一部改正、次の第27条は、厚岸町勤労者体育センター条例の一部改正をするものでありますが、それぞれの施設使用料について、総額表示のための所要の改正をおこなうものであります。

34ページでございます。第28条でございます。第28条は、厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するもので、これも同じように総額表示のための所要の改正を行うものであります。

改める別表の1、使用料の表中の特別長期入院料料金欄では、100分の105を乗じる外税方式の表記となっております。これは厚生労働省告示に定める算定基礎点数の項目や変動が多く、個々の総額表示額を規定することが難しいことから、この

部分については、例外的に外税方式でのあらわし方としています。

以上申し上げました各条例の一部改正を一括した条例で行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成16年4月1日から施行するものであります。

なお、これらのもととなる消費税法の改正によります総額表示方式の適用日と同日とするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。

ございませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 日程第10、議案第32号 厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

行財政課長。

行 財 政 課 長 ただいま上程をいただきました議案第32号 厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を説明申し上げます。

改正の目的であります。さきの議案第31号と同様、消費税法の改正に基づく総額表示にあわせて、条例規定の改正を行うものであります。

この改正条例は、平成15年12月開会の町議会第4回定例会に提案し、本年2月開会の町議会第1回臨時会で可決をいただいた条例をさらに一部改正をする内容のものでありまして、まだ施行されていない関連する3つの一部改正条例について、さきの条例同様に、まとめて一本の条例で改正するものであります。

なお、総額表示に変えるに当たっての基本的な考え方は、さきに説明いたしました議案第31号と同様であります。

恐れ入りますが、議案書の36ページをお開きいただきますとともに、別途配付させていただいております議案第32号説明資料、各改正する条例新旧対照表を参考にさせていただきたいと存じます。

なお、各新旧対照表の構成は、31条同様、現行、改正案、改正要旨となっており、アンダーラインの部分が改正しようとする部分であります。

それでは、第1条から改正内容の説明を申し上げます。

第1条は、厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正をするものでありますが、さきに可決いただき、本年4月1日から施行される廃棄物処理手数料の改定額を、今度は内税方式の総額表示にそれぞれ記載のとおり改めるものであります。

改正金額につきましては、新旧対照表のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

なお、年額手数料の表示額につきましては、現在、この年額を月に分割して納付いただいている実態に合わせ、今までの計算方法と同様、均等算定の月額で10円未満の端数を切り捨てた数の積み重ねで年額の総額を表示しております。

37ページをお開きください。第2条は、厚岸町都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正をするものでありますが、これは本年度、同じく4月1日から有料化になりますパークゴルフ場に係る使用料について、それぞれの記載の総額表示に改めるものであります。

第3条は、厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の一部改正をするものでありますが、これもさきに改正され、本年4月1日から施行されます水道使用料の改定額をそれぞれ総額表示の額に改めるものであります。

以上が改正条例の内容であります。附則として、この条例は平成16年3月31日から施行するものでございます。

なお、この改正条例の施行日を本年3月31日としておりますのは、改正しようとする3つの条例は、2月可決の一部改正条例の施行日が本年4月1日となっております。この施行日の前に、このたびの総額表示をする内容の改正規定を溶け込ませ

る必要があることによるものであります。

以上、大変雑駁な説明であります、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。

(なし)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 日程第11、議案第33号 厚岸町B & G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

体育振興課長。

体育振興課長 ただいま上程いただきました議案第33号 厚岸町B & G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の改正内容につきましては、教育委員会の諮問機関として設置しております厚岸町B & G海洋センター運営委員会の廃止と、さきの条例第31、32号同様に、同じく本条例に規定している使用料を消費税の改正に伴う総額表示に基づく字句と額の改正でございます。

まず、厚岸町B & G海洋センター運営委員会の廃止でございますが、本委員会は昭和54年、B & G財団厚岸海洋センターが設置されました際に、B & G財団から、おおむね3年後に施設を無償で厚岸町に譲渡する旨の提示がなされたところでございまして、譲渡を受けるに当たりまして、施設の運営、活動方針等に積極的な姿勢を示すことが求められたことから、当該施設の運営を円滑に行うために当委員会を設置したものでございます。

海洋施設が設置されてから既に25年を経過いたしまして、当センターの運営に一定の方向性ができ、これが定着していることと、また当町には教育委員会の諮

問に応じ、スポーツの施設及び施設の整備、スポーツの事業の実施など、スポーツの振興に関する事項を調査審議するとともに、当該事項に関しまして教育委員会に建議する任務を持つ厚岸町スポーツ審議会がございまして、当審議会をもって運営委員会の役割を担うことができることから、厚岸町B&G海洋センター運営委員会を廃止しようとするものでございます。

厚岸町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例につきましては、議案第33号説明資料、厚岸町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例新旧対照表によりまして説明をさせていただきます。

改正内容でございますけれども、左側の現行でございます。第9条の使用料の関係でございます。これも先ほどの条例と同様でございます。消費税法改正に伴う総額表示に伴う字句の改正でございます。アンダーラインの部分が、現行から改正案の方に改正をする内容でございます。

次に、第14条の運営委員会の設置でございます。現行条例の第14条の運営委員会の設置を厚岸町B&G海洋センター運営委員会の廃止による条の廃止をするものでございます。

15条の委任でございます。現行条例第15条の委任を前条の廃止によりまして、14条に繰り上げをするものでございます。

別表の第9条関係でございます。施設の使用料でございます。このたびの消費税法改正に伴う総額表示に基づく額の改正が、現行より改正の方の内容になるものでございます。

議案に戻っていただきたいと思っております。

附則でございますが、この条例は平成16年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議いただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長

日程第12、議案第34号 厚岸町豊かな環境を守り育てる基本条例及び厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

環境政策課長。

環境政策
課 長

ただいま上程いただきました議案第34号 厚岸町豊かな環境を守り育てる基本条例及び厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由とその内容について説明申し上げます。

厚岸町環境審議会は、厚岸町豊かな環境を守り育てる基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項等を調査審議するために設置されており、この条例においては、基本理念の一つとして循環型社会の構築が掲げられ、その実現のための廃棄物の減量及び資源の循環的な利用等の推進について、基本的施策の中で規定しております。

一方、厚岸町廃棄物対策審議会は、厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、廃棄物の適正処理に関する事項を審議するため設置されているものです。

厚岸町における環境対策及び廃棄物対策においても、廃棄物が発生してからの適正処理にとどまらず、その発生抑制まで含めた総合的な観点から取り組んでいかなければならないことから、今回の条例改正により、環境対策と廃棄物対策について、密接に関係する2つの審議会を統合して、調査審議を一元化するとともに、委員の増員により統合による所掌事項増加に対応しながら、より幅広い意見を集約し、調査審議の一層の充実を図ろうとするものです。

この条例改正に当たりましては、厚岸町環境審議会と厚岸町廃棄物対策審議会に対しそれぞれ諮問をし、理解をいただき、答申をいただいております。

また、消費税法の改正により、消費税の総額表示が義務づけられることから、これに関連する条文の一部を改正するものです。

第1条は、厚岸町豊かな環境を守り育てる基本条例の一部改正です。

第2条は、厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正です。

議案第34号説明資料により説明させていただきたいと思います。

議案第34号説明資料、厚岸町豊かな環境を守り育てる基本条例及び厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表をごらん願います。

初めに第1条の改正、厚岸町豊かな環境を守り育てる基本条例の一部改正ですが、この条例の第29条は組織等ですが、第1項の委員10人を12人とするものでございます。

次に、第2条の改正、厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正ですが、この条例の第7条は審議会の設置ですが、第7条を全部改正するもので、見出しを調査審議とし、第1号の一般廃棄物の処理計画に関すること、第2号の廃棄物の適正処理及び資源化に関すること、第3号のその他廃棄物対策に関する事項については、厚岸町豊かな環境を守り育てる基本条例第27条の規定に基づく厚岸町環境審議会で審議しようとするものでございます。

新旧対照表の次のページをお開き願います。

第18条は、ごみやし尿の手数料ですが、消費税法の改正により、消費税の総額表示が義務づけられることから、これに伴う関係条文の改正で、100分の105を乗じて得た額という部分を削除しようとするものでございます。

議案書の41ページにお戻りいただきたいと思います。

附則でございます。附則第1項は施行期日で、この条例は平成16年4月1日から施行するというものです。

附則第2項は経過措置ですが、厚岸町環境審議会の10名の委員の方々の任期は、平成15年7月1日から平成17年6月30日までとなっておりますが、この条例の施行により増員となる2名の委員の方々の最初の任期については、現在の委員と同様に平成17年6月30日までとするものでございます。

以上、大変簡単な説明でございますけれども、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 これより質疑を行います。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長

日程第13、議案第35号 厚岸町立学校設置条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

教育委員会管理課長。

教 委
管理課長

ただいま上程いただきました議案第35号 厚岸町立学校設置条例の制定について、その提案の理由をご説明申し上げます。

現行の昭和28年制定の厚岸町立学校の設置及び管理に関する条例は、設置する小学校と中学校の名称とその位置を規定しております。そのほか、学校の目的外使用に当たっての許可決定や運動場等の使用料の額等について定めているところでございます。

学校は、学校教育法に基づくものであり、目的を持った行政財産でありますことから、本来目的以外に使用させることは原則として禁止されておりますが、町民全体の財産としての行政財産の効率的な使用という観点から、学校という本来の用途目的を妨げない限度におきまして、社会教育事業に基づく活動に使用する場合とか、公益上必要と認められるときの使用、あるいは公職選挙法に基づいて使用する場合などに限って、これまで同様に使用していただくこととしまして、別途お配りしております教育委員会規則の方で定めるということとしております。

また、現行条例の中で、使用料の額の定めがありますが、これまで町民の方々が使用料を納めて利用する実態は、ここ数年ほとんどなく、また集会所などのほかの施設の利用も可能ということから、新条例におきましては、使用料を徴収しないこととするため、本条例を提案するものでございます。

したがって、現行の厚岸町立学校の設置及び管理に関する条例を廃止し、新たに厚岸町立学校設置条例を制定しようとするものでございます。

議案書の42ページをお開きいただきたいと思います。

新たに制定する条例でありますけれども、名称を厚岸町立学校設置条例であります。

第1条の設置ですが、学校教育法第2条第1項に基づき、厚岸町立学校の小学校及び中学校を設置するという事です。

第2条の名称及び位置でありますけれども、これにつきましては、別表の方に掲げるものとしまして、下段の方にありますけれども、小学校にあっては厚岸小学校のほか9校の学校名とその位置を規定しております。43ページの方には、中学校にありましては、厚岸中学校のほか6校の学校名とその位置を規定しているところでございます。

42ページにお戻りいただきまして、附則としまして、第1項の施行期日でありませうけれども、この条例は公布の日から施行する内容です。

第2項にありましては、現行条例の厚岸町立学校の設置及び管理に関する条例は廃止するというものでございます。

第3項の経過措置としまして、この条例施行の際、現に存する学校は、この条例により設置されたものとみなすという内容でございます。

以上、簡単雑駁な説明であります、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。

14番、田宮議員。

14番 従来も学校の開放事業というようなことがあって、屋体等を使用することができたのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

それからもう一つは、従来の学校開放事業とは違って、もっと幅広く学校を目的外に使用することができるような、そういう条例に変えたんだと、こういうことでありましようか。

議 長 教育委員会管理課長。

教 委
管理課長 今回の新条例の制定につきましては、まず施設の使用料を徴収しないということが大きな改正の要旨でございまして、これにつきましては、実態が非常に少ないというようなことから、それを逆に返せば、ほとんどがその使用料を納めなくてもいいような、いわゆる社会教育事業的なもの、あるいは公益上必要と認められる、そういった利用方法であって、料金を徴収するに至らないというものが多いということでございます。

料金制度をとってございましたので、条例の方からその部分についてはこのたび外

しまして、地方自治法のいわゆる行政財産の目的外使用についての定めについての教育委員会規則の方で、利用の許可につきましてはそちらの方に移すということの改正です。

使用の許可の規則の方でありますけれども、これにつきましては、大きくは社会教育事業の活動に使用するときがあるわけでありまして、これにつきましては、現行の中でも学校開放事業を利用してございますので、その点につきましては、これまでと同様の各学校の方でこうした開放事業の方を利用していただくということでございます。

そのほかの利用につきましても、できるだけ新たに定めます教育委員会規則の中で、特別禁止行為といたしますか、そういったこと以外については、利用をさせるような規則と、このように考えてございます。

以上でございます。

議 長
1 4 番

14番、田宮議員。

よく聞き取れないものだから、理解十分できないんですけれども、ここに今おっしゃった厚岸町立学校施設の使用に関する規則案というものが配付されていますね。これを説明していただきたいんです。これは従来とどこがどう違うのかということにも触れながら説明してください。

議 長
教 委
管理課長

管理課長。

お答え申し上げます。

現在の学校の設置及び管理条例の中では、学校の名称あるいは位置のほかに、使用という形で、条例の第4条で定めております。これにつきましては、営造物としての用途または目的を定めない限度において、用途または目的外の使用を許可することができるということでございます。これにつきましては、新たな規則の中でも、営造物という言葉はございませんけれども、行政財産の目的外使用という意味では同様の内容となっております。

それから、現行条例の中で制限ということで、第6条で規定しておりまして、一定の場合に該当するときには、使用の許可をしないということがございます。その中には、5つほどございまして、当該願い出に係る学校が条例または公職選挙法の定めにより使用しているとき、あるいは風俗を害するおそれがあると認めるときとか、それから、建物を毀損するおそれがあると認めるとき、管理上支障があるとき、

あるいは防火上危険のおそれがあると認めるときということで、こういった制限を
してございます。

新たな規則の中でも、多少文言は違いますけれども、ほぼ同様の内容の部分で、
規則の第2条第3項の中で5項目にわたって規定しているところでございます。

それから、現行の条例の中では、使用料ということで、第8条にその額を決めて
ございました。これにつきましては、先ほどの提案理由でもありますけれども、こ
れについては、使用料については徴収をしないというようなことでございます。

そのほかの使用に当たっての還付ですとか、あるいは使用後については原状に復
さなければならないとか、それから、賠償関係について規定しておりますけれども、
これについては新たな委員会規則の中でも同様の規定をしているところでござい
ます。

大きな制限といいますか、大幅に変わった点はないというふうに私どもは、その
ような形で制定をしているところでございます。

議 長 いいですか。

他にありませんか。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

よって、本日はこれにて散会いたします。

散会時刻 13時47分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成16年3月15日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員